

令和3年 第8回

みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 令和3年8月10日（火曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

みなかみ町農業委員会第8回会議議事録

- 1 開催日時 令和3年8月10日 午後1時30分
- 2 開催場所 月夜野農村環境改善センター 北会議室(B)
南会議室(C)
- 3 出席委員 18名 ※分散開催
1番委員 榎 洵 武 重(B) 2番委員 星 野 敏 雄(B) 3番委員 内 海 博 光(C)
4番委員 高 橋 公 利(C) 5番委員 廣 田 尚 夫(C) 6番委員 石 坂 哲 次(C)
7番委員 今 井 育 男(C) 8番委員 吉 野 拓 夫(B) 9番委員 星 野 榮 一(B)
10番委員 阿 部 均 司(B) 11番委員 森 下 一 郎(C) 12番委員 本 多 偉 男(C)
13番委員 本 多 通 治(C) 14番委員 原 澤 幸 好(C) 15番委員 原 澤 章(C)
16番委員 田 村 隆 司(C) 18番委員 高 宮 玉 江(B) 19番委員 高 橋 久 美 子(C)
- 4 欠席委員
17番委員 内 海 美 津 江
- 5 議事録署名委員
3番委員 内 海 博 光 4番委員 高 橋 公 利
- 6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名
事務局長 中 澤 聡 書記 本 間 泉 書記 小 林 紀 之
書記 我 妻 園 華
- 7 会議に附した事件
議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第36号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
議案第37号 農地に該当しないことの証明願について

協議事項・報告事項
(1)農地法第18条第6項の規定による通知について

その他
- 8 会議の成立
農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。

開 会 みなかみ町農業委員会職務代理星野敏雄開会を宣す。

議 末

議 長 会長議長となり、議事録署名委員に3番内海博光委員・4番高橋公利委員を指名し議事に入る。

それでは、本日の議事に移ります。

議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

1ページをお開きください。

議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、決定を求める。

別紙記入事件、2件。

◇（議案書・順次、朗読説明）

以上、よろしくをお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。

では、まず番号1番の〇〇、〇〇の太陽光パネルの関係なんですけれども、これ、先ほど5条の関係と同時で審査を進めたいと思いますが、取りあえず3条について、廣田委員のほうから調査結果、3条のみについてお願いします。

5番委員

5番、〇〇担当地区の廣田です。

農地法第3条による申請事案の調査結果について報告いたします。

6月7日、事前に現地を見てきました。場所的には〇〇の〇〇よりすぐ南東になります。眺めはすごく見渡せますが、逆に非常に目立ちます。

7月6日、〇〇と50分ぐらい話をしましたけれども、災害の話をしました。対策的な話は詰めが甘いという私は感じました。

〇〇の〇〇さんへ災害が起きた話をしました。3条とはいえ、営農型太陽光発電を実施したいためと書いてありました。それはメガソーラーですね。学校の校庭3個分ほどです。昨年の2020年9月、大きな災害がありました。その内容ですが、〇〇地区、〇〇付近ですけれども、申請地から沢をしょっていますね。田んぼの水路や土手が大きく破損しました。取りあえず写真は今日用意はしてきましたけれども、また〇〇地域、ここは国道291号から〇〇へ上って行く県道ですね。これがマサカ級の土砂石崩れがあり、県道は塞がっちゃって、それからその下の沢も塞がる一歩手前で、1mほどの石がごろごろで、量的には1,000㎡以上、10m・10m・10m、それ以上でした。当時、危険ですが、見に行ってきました。根本的に災害があった地域にメガソーラーを設置するというのは、私は普通では考えられません。異常な会社だと言いがありません。また、国内では、設置によって土砂の流出が問題になっています。

そんなことから、耕作の意思の確認ですが、作物栽培のみでしたら問題はないと思われませんが、営農型太陽光発電を実施したいためと書いてあり、メガソーラーになると、最近の天気は非常に豪雨により土砂の流出が国内社会でも問題になっている。何が起きるか分かりません。いかがなものかと。

耕作面積ですが、これは言うまでもありません。

周辺農地の営農条件への支障の有無、作物栽培のみでしたら問題ないと思われませんが、営農型太陽光発電を実施したいためとなると、場所的に傾斜地により土砂崩れの可能性があります。温暖化豪雨により土砂の流出や濁り水が下の真沢の田んぼに入る可能性はあります。

その他の懸案事項ですが、作物栽培のみでしたら問題ないと思われませんが、

営農型太陽光発電を実施したいためとなると、根本的に災害があった地域に営農型メガソーラーを設置というのは、普通では考えられない。異常と私は思っています。

みなかみユネスコエコパークとありますが、がらっと景観が変わり、何か黒い太陽の町みなかみになるような感じになります。

地元住民の方に確認しましたら、田んぼの破損や修繕を経験をしており、心も体も苦勞していますから、猛反対の意見表示が出ています。

地域に大きな石が多い真沢、深沢です。再びマサカ級の土砂石崩れが発生した場合、1 m前後の石が県道を下ったら、ぞっとします。家屋崩壊、人命被害になります。これでは人の命を救えません。

農業委員会で命の話をするとは、ちょっと予想外で、よって許可できませんという判断をよろしくご審議お願いいたします。

以上です。

議 長

今、廣田委員のほうから3条の関係についての調査報告をいただいたわけですが、これについては5条と関連がございますので、今の調査報告も、委員の皆さん、ここは止めておいていただき、また改めて5条の申請のときに、また廣田委員のほうから現地調査結果の報告をいただきますので、3条については一応保留にして、5条と一緒に審議をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

続きまして、番号2番、〇〇の〇〇さんの件なんですけれども、これにつきましては、原澤幸好委員に現地の確認調査をお願いしておりますので、調査結果の報告をお願いいたします。

14番委員

14番の〇〇担当の原澤です。

農地法3条による申請事案なので、調査結果のほうで申し上げます。

〇〇さんのうちからすぐ自宅の隣で、畑はおやじさんの〇〇さんからずっと借りてきて、リンゴが栽培されていて、立派なリンゴ畑になっております。それで、今の言う相続して〇〇さんが名義人になったもので、遠方で耕作できないということで、〇〇さんと話し合った結果、譲渡する話合いになって、〇〇さんが譲り受ける、そういうことになりました。

それで、〇〇さんも大規模リンゴ園でやっていますんで、今もきれいなリンゴが作ってありますから、耕作間違いないと思われまして。皆さんの審議のほうをよろしくお願いいたします。

議 長

ただいま報告をいただいたとおりでございます。

この件に関しまして委員の皆様の方から質問、意見等ございましたらお願いいたします。

ないようですので、申請のとおり許可決定したいと思いますよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

では、そのように決定をさせていただきます。

続きまして、議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局よりお願いいたします。

事務局

そうしましたら、そちらの会場大丈夫ですか。聞こえていますか。
(「聞こえています」の声)
3ページをお開きください。
議案第35号です。農地法第5条の規定による許可申請について。
次のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見の決定を
求める。
別紙記入事件、6件です。
次のページをお開きください。
◇(議案書・順次、朗読説明)
以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりました。
では、まず最初に番号1番のみなかみ町〇〇の〇〇、〇〇さんの件につきま
して、現地の確認調査を2番の星野敏雄委員にお願いしてございます。調査結
果の報告をお願いします。

2番委員

2番の〇〇担当地区の星野敏雄です。
農地法5条による申請事案の調査結果について報告いたします。
申請地は、〇〇、本所ですけれども、より約1km、〇〇付近になります。
〇〇よりも100mぐらい手前ということになる。
8月1日現地調査を行い、翌日、申請者の〇〇さんに確認いたしました。〇
〇さんが休耕中の畑に住宅を建てる計画をされています。
転用目的の確実性につきましては、申請書、それから見積書、設計書、資金
が確認でき、許可が下りてから早めに着工したいとのことでした。実行は確実
だと思われれます。
申請面積の妥当性ですが、申請面積は250㎡であり、周辺の状況からも適
当と思われれます。
周辺農用地の営農条件への支障の有無ですが、現地は本人と所有者の農地等
に囲まれた連続性のない農地であり、支障は発生する見込みはございません。
転用することによって生ずる付近の農地の作物の被害の防除措置について
ですが、周辺に父親の農地があり、被害はないものと思われれます。
その他に想定される懸案事項は特に見当たりません。
よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
以上です。

議長

ありがとうございました。
それでは、ただいま星野委員のほうから現地調査の結果を報告をいただいた
わけですが、委員の皆様のほうから質問、あるいは意見ございましたらお願い
いたします。特にございませんか。
ないようですので、申請のとおり、やむを得ない旨の意見を付し、県のほう
に提出をさせていただきたいと思います。
続きまして、番号2番、〇〇字〇〇の件です。〇〇さんの案件ですが、これ
につきましては、5番の廣田委員に現地の確認調査をお願いしてございます。
結果の報告をお願いいたします。

5番委員

5番、〇〇地区担当の廣田です。

農地法第5条による申請事案の調査結果について報告いたします。

休耕中の農地を車庫兼物置用地として転用したいということで、8月6日夕方、現地確認と本人確認をいたしました。

場所的には、〇〇駅付近の〇〇北隣になります。

調査事項として、転用目的の確実性ですが、申請書、設計図、見積書、残高証明書が確認でき、実行は確実と思われます。

申請面積の妥当性ですが、177㎡であり、周辺の利用状況からも適当と思われます。

周辺農地の営農条件への支障の有無や転用することによって生じる付近の農地の作物被害の防除措置の確認ですが、現地は道路、敷地内の家等に囲まれていますので、支障が発生する見込みはないと思われます。

その他想定される懸案事項は、特に見当たりません。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

以上です。

議長

廣田委員のほうからただいま報告をいただいたとおりでございますが、皆様のほうから質問、あるいは意見ございましたらお願いいたします。

特にないようですので、申請のとおり、やむを得ない旨意見を県のほうに提出をさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、3番、先ほどの3条の件と関連がありますが、〇〇の〇〇さんのソーラーパネルの案件です。改めて廣田委員のほうから5条に関しても含めての調査結果の報告をお願いいたします。

5番委員

5番、〇〇担当地区の廣田です。

農地法第5条による申請事案調査結果について報告いたします。

先ほどとちょっとダブったところありますけれども、6月7日、事前に現地を見てきました。場所的には、〇〇の〇〇より南東になります。眺めはすごく見渡せますが、逆に非常に目立ちます。

メガソーラー面積は学校の校庭3個分ほどの広さで、7月6日、〇〇と〇〇の〇〇さんへ災害が起きた話をいたしました。昨年の9月、災害がありました。内容ですが、〇〇地域、〇〇近くです。申請地から沢をしょっているような状況ですけれども、田んぼの水路や土手が大きく破損しました。写真はこちらのほうで持参しましたが、また〇〇地域の国道291から〇〇へ上って行く県道、ここでマサカ級の土砂石崩れがあり、県道が塞がっちゃって、あと沢も塞がる一歩手前という災害が発生しました。1mほどの石がごろごろ、量的には1,000㎡以上でした。当時、危険でしたが、見に行ってきましたので。

基本的に、こうした災害があった地域にメガソーラーを設置というのは、私は普通では考えられません。異常な会社としか言いようがありません。国内でも、設置によって土砂の流出による被害が問題になっています。

このようなことから、調査事項として、目的の確実性ですが、それ以前に段階で、最近の豪雨による土砂の流出が社会でも大変問題になっている。ということは、何が起こるか分かりません。そうした問題がゼロでしたら、確実性ゼロではないと思ひますが、しかし、気候的に悪化している現在、問題ゼロはあり得ない。

耕作面積ですが、これは言うまでもありません。

周辺農地の営農条件への支障の有無、温暖化豪雨により土砂の流出や濁り水が田んぼに入る可能性は十分あります。再び災害の可能性はあります。

転用することによって生じる付近の農地、作物の被害防除措置の確認ですが、温暖化豪雨による道路の川のようになり、土砂の巻き添え、災害を増長させてしまう可能性はあります。さらに、田んぼの被害は拡大が想定されます。

その他の懸案事項ですが、根本的に災害があった地域に営農型メガソーラーの設置というのは、先ほども言いましたけれども、普通では考えられません。

みなかみユネスコエコパークとありますが、がらっと景観が変わり、黒い太陽の町みなかみになります。

また、地元住民の方からは、田んぼの被害、破損や修繕を経験しており、また大変苦労していますので、猛反対の意思表示です。

地域的に大きな石が多い〇〇、〇〇です。再びマサカ級の土砂石崩れが発生した場合、1 m前後の石が県道を下ったら、ぞっとします。家屋崩壊、人命被害になります。これらの人の命を救えません。農業委員会で命の話をするとは予想外です。

よって、許可できませんという判断をよろしくご審議お願いいたします。

以上です。

議 長

ただいま廣田委員のほうから、非常に現地については過去に災害を経験している地区でもあり、そういった点からは、あまりソーラーパネルの事業自体が適切ではないのかな。また、地元においても、そういった反対される意見があるよというような形の報告をいただいております。

また、これについては、前月、前の事業者が替わって、この〇〇さんに事業継承されたわけですが、その資料を渡してございまして、その内容について、質問、意見等ありましたらという形で内容を検討いただいた、営農計画等について検討いただいたと思うんですが、それらを含めまして意見等ありましたらお願いいたします。

2 番委員

地元の委員がよしたほうがいいと言うんだから、よしたほうがいいでしょう。地元の委員がよしたほうが言っているんだから、よしたほうがいい。役場が上げてきたから、上げたんだけどさ。

1 9 番委員

申請が出れば上げないわけに……

2 番委員

上げないわけにいかないから上げているけれども、現地を見てよしたほうがいいよと言っているんだから、よしたほうがいいよ。

C 会場の
事務局

もしもし聞こえますか。ご質問等がありますか。

1 番委員

大変重要なことなんだけど。こちら（B会場）に来て説明してもらわないとよく聞き取れないよ。全然内容は分からないし重要なことだから。ちゃんと説明してもらわないとなかなか意見が。聞き取りにくい。全然分からん。

- 10番委員 面積が大きいのだから現地視察があってもしかるべきだよな。
- 2番委員 一番は地元の委員がよした方が良いと言っているのだから、よした方が良いんだよ。
- (担当委員B会場へ入室)
- 1番委員 そこはもともと牧草地か畑か。
- 5番委員 畑ですね。
- 1番委員 太陽光にして平らにしたってそれは問題なくて事務的にはそれは通ることなんだよ。けども、やる方の業者と地元の区長さん、〇〇の区長さん、〇〇の区長さんとかさ、その辺でよく話し合い。農業委員会はストップすることや何は出来やしないし、そんな権限ないけど。
だから話し合いするまで保留にしておけば良い。それをやってそういうことが受け入れられないようだったら、この話は農業委員会も通さないしというような過程にして。
先ずは話し合いを持たして。そういう懸念があるなら。というのが私の意見です。
ここで反対だという話は、ちょっと私は今できないので。
- 10番委員 地域の人たちが良いよって言うならね。
- 5番委員 地域の方は、猛反対です。
- 10番委員 そうするとそういう中で。やっぱり農業委員会としては地域が猛反対する中で……
- 1番委員 人農地プランだとかさ、結局どういう風にやっていくかという話。
- 5番委員 こちら（B会場）の話が全然聞こえなかったの。
- 1番委員 あー、ごめん、ごめん。
- 10番委員 こもっちゃうからね。
- 1番委員 それは大変重要なことで、災害が起きたと言うことは分かりました。けどもともと畑で作ってたり牧草地で作ってたんじゃ水は乗らないわけだろ、しょうがないことだよ、だって畑で作ってたんだから。太陽光作ったからって、大雨が降ったからってそれでその話は持ってけないよ。一気に水は出るけど、浸透しないから。
- 2番委員 ちょっと聞きたいんだけど、9、246の内21.11というのはどういう意味をしているのですか。

- 事務局 あくまでも一時転用の面積なので全面積を転用するわけではなく支柱部分だとか、発電施設があればとか。
- 2番委員 それをまとめて9, 246の内21. 11あるよということなんだね。
- 事務局 土ベタとして耕作できない部分がそれだけあるよということです。あとは基本的にはパネルの下でレタスを作るということです。
- 2番委員 地元の農業委員さんとしては賛成できないわけでしょ。
- 5番委員 賛成できません。
- 2番委員 だからこういう意見を聞けば私個人としては許可するべきではないのではないかと考えているわけです。地元の農業委員さんがオーケー出してくれるなら当然それはオーケーですと言っても良いけど。
- 1番委員 今、個人の権利になってきて地元の〇〇さんがそうしたいということになれば、あえて反対だよというそこを通る話なんだか。
- 8番委員 事務局がどういう風に判断する。
- 1番委員 いやいやこれは第2種農地か3種農地か。
- 8番、10番委員 第1種農地ですよ。
- 事務局 1種農地なんですけど、今回は一時転用なので恒久転用ではないので、あくまで期間を設けて期間の中で太陽光、営農型をやりたいという話なので次回許可が切れるときに再設定をするわけです。なので通ったとしても農業委員会としては干渉とかそういったものはないよというところ、ちゃんとやりなさいよというところ、ちゃんと農業委員会との関わりはついてくるわけです。
- 5番委員 下の地元の方は災害でけっこう田んぼはもうぐちゃぐちゃです。
- 1番委員 だからそれはさっき聞いたように、そういうことは懸念されて廣田君も責任は負い兼ねられない所だと思う。なんで通したんだと。だから結局、地元対応としては区長さんとか、〇〇、〇〇と向こうの方まで集まって対策委員会なりそういう風にやって〇〇もやって、どうだいその辺までやれば俺んちも出来るけどって要望書なり話し合いが必要じゃないか。それまで農業委員会は保留にしておけば良いんだから。
農業委員会が反対するっていったってそれはどういう理由で判断するんだよ。災害が起きるからなんて、俺んち対応しますよなんて又来るぜ。
- 5番委員 災害はもう〇〇の方で実際起きているんですよ。

- 1 番委員 だから、もともと畑で作っていた所だろ。牧草か何かは知らないけど。それは浸透するから良いけど、太陽光作れば一気に流れ出てきちゃうかもしれんけども。
前は畑だったんだから俺には通らないなその理屈では。山だったところを開墾してするなら流末処理までしてもらわなきゃだけど、畑で作っててたまたま荒れているだけなら通らない話だ。
- 5 番委員 地元が判断しているのにこっちは……
- 1 番委員 だから農業委員会としては、保留にしておく。今、決定をしないで。
- 10 番委員 だから太陽光にしたときに雨水。現状の荒地以上に集まるわけだよね、何もないから。下の集落に影響が出ないような設備を完全に作って、沢に流し込めるとかさ。
- 5 番委員 いやあ、降るともう道路が川のようにになってしまう、それなのでお手上げで。
- 10 番委員 もともと〇〇自体が地滑りの山だからね。
- 5 番委員 また許可しちゃうと他の企業もどんどんどんどん歯止めの的なことが出来な
いですよ。申請があったら絶対許可しなくちゃならない。どんどんどんどん来たらどうしようもない。
- 10 番委員 農業委員会で保留にしておけば良いんじゃない。地域の農業委員さんがだめ
だって言ってるんだから。皆は責任がないっていう言い方はないけど、担当委員が現場を見てそう言うんだから今言ったように保留にして置く方が妥当ではないかな。
- 18 番委員 保留にしておくべきなんですか、そうでなくても農業委員会としてはだめ
だという結論で、そういう出し方って……
- 1 番委員 それはなかなか、地元との関係だから難しいのでは。
- 事務局 許可権者は群馬県なんですね。農業委員会は意見を付して意見書を上げるこ
とになります。この意見をどういった形で県の方に繋ぐのか、そういう所がポ
イントなのかなと思うんですけど。許可するのかしらないのかという権限自体は
申し訳ないですが農業委員会にはないと言うところです。
- 9 番委員 農業委員会の意見として上げれば良いと言うことか。
- 事務局 意見としてまとまるのであればそういうことになりますね。農地法に基づい
て調査していただく、計画性だとか実効性だとか諸々、法律に基づいて調査い
ただきその他の部分で廣田さんがご意見をさせていただいたのかなと。所有者の

権利もあるところでだめな理由とかも農業委員会の方でちゃんと示していかないと向こうも納得をしないのかなと思います。

1 番委員 地元の合意が得られないから農業委員会としては保留とするということで出せば。

(事務局より、業者説明会での雨水対策についての内容を説明)

2 番委員 なので今回は同意できないよということで。

1 番委員 地元との話し合いがあったという事実が出来ればいい。
今回の報告では、地元の説明会を行った上でとすればいい。状況見ながらの判断を。

事務局 一応向こうの部屋の方には、廣田さんの調査報告、最終的にはちょっと地元の委員としては許可しがたいというご意見ということは伝えました。
いろいろな意見、何人かさせて……

2 番委員 時間ばかりかかって。

事務局 今、聞こえています。
それで、大半の方は、一応今日に限っては保留にしたかどうかというご意見で、保留にする理由とすると、地元の関係者と業者もしくは事務局等で一応ちょっと話し合いを設けるなり、歩み寄りをちょっと設けたほうがいいんじゃないかというご意見でした。
なので、今この場で結論を出すのはちょっと得策じゃないんじゃないかというご意見をされていました。
ちょっとかいつまんで説明したんですけれども、すみません、よろしいでしょうか。すみません。

議 長 ただいま小林書記のほうからいただいたんですけれども、こちらの委員さんのほうからほかに意見ございますでしょうか。
なければ、こちらも、今回については、先ほど言った中身についても、資料はもう一度全部、小林さん、今日できる。

事務局 あります。資料については、もしあれでしたら、あとまた郵送か何かで……
そうですね。

議 長 追加の防災対策やなんかの図面やなんかも出ていますので、そういったものをお送りして、一応検討を進めながら、今回については、この案件については結論保留にしまして、来月にまた再審議という形で進めたいと思いますが、よろしゅうございますか。
(「はい」の声)
はい。

事務局 もし差し支えなければ、業者のほうに地元説明会を開催してもらったほうが
いいんじゃないのという話も……

議長 今日、農業委員会の意見としてそれを上げてください。
地元からそういった反対がある。地元のあれもあるから、地元へきちんと説
明会等を開いて、その上で、またその意見を参考にまた審議をするだとか言っ
てもらってよろしいですかね。

事務局 それ、心配ですもんね。
地元の説明会があったほうがいいですよ。
これからなんでしょうけれども、話が始まっているのであれば、早めにそれ
をしてもらうように促すということもあっていいでしょう。

議長 分かりました。

事務局 すみません。

議長 よろしゅうございますか。今説明したような内容で、一応地元との協議を並
行して進めながら、今回については、この案件については結論を保留しまして、
次回に再審査ということで進めたいと思います。よろしくお願ひします。
続きまして、番号4番、みなかみ町の〇〇の件ですが、これにつきましては、
9番の星野榮一委員のほうから調査結果の報告を受けたいと思います。よろし
くお願ひします。

事務局 星野さん、聞こえますか。

議長 音声入っていますか。

事務局 星野さん。

議長 しゃべってください。報告をお願いします。

9番委員 いいですか。

事務局 はい。

9番委員 9番、〇〇担当の星野です。
農地法第5条による申請事案の調査結果について報告いたします。
申請地は〇〇線を逆上って、〇〇区なんですけれども、〇〇と〇〇川の間と
いうことであります。何度か農業委員会の際も視察ということで見てもらった
ところでもありますので、ご存知の方がいるかと思いますが、その道路用地とい
うことで8月4日に現地調査を行いました。同日、譲受人さんにはお会いする
ことができなかつたんですが、4日に事務局と、それから話をしたところ、行
政書士さんとの話の中で譲受人さんの方の確認ができました。また、譲渡人の
ほうですけれども、これは3条ですか、別の案件で、その部分の話は何ってお

ります。それで確認をしている所であります。道路用地ということなんですが、転用の目的のその奥に別の案件で出ていたと思うんですが、その奥に住宅を建てたいということで、それに通じる道路を造りたいということで、自己資金で造っていくんですが、その計画でございます。

転用の目的の確実性につきましては、申請書、見積書、設計書、資金等確認できて、許可が下りればなるべく早く着工したいとのことで、確実と思われま

す。
面積の妥当性は、676㎡ということで周辺の状況からも適当と思われま

す。
営農条件ということですが、道路ということで、支障が発生する見込みはないと思われま

す。
転用することによって生ずる付近の農地への被害ということですが、周り中が荒廃しておりますので、被害が及ぶということはないと思います。もしあるようでしたら、相談に乗るとい

うことでは、相談に乗るとい

うことでは、相談に乗るとい

議 長

ありがとうございます。

ただいま報告をいただいたとおりでございます。これは進入路と住宅を建築したいという案件だそうでございます。

委員の皆様の方から質問、あるいは意見ございましたらお願いします。特にありませんか。

ないようですので、申請のとおり、やむを得ない旨の意見を県に進達したいと思います。

続きまして、番号5番、〇〇の案件につきまして、これより14番、原澤幸好委員より現地調査の結果の報告をお願いいたします。

14番委員

それでは、お願いします。

農地法第5条の調査の結果なんですけれども、14番の〇〇の担当の原澤で

す。
この案件につきましては、昨年度農業委員の方にみんな現地を調査してもらって、農振を取り巻くあれをやりまして、農振法から外しています。

それで、申請地は〇〇さんの隣で、前は〇〇の工場になっています。その間のところ

です。それで、現在はまだ〇〇さんが借りて耕作しているという形です。
それで、転用目的については、今の言う資材置場、駐車場にしたいということ

です。それから、申請許可が下りたら、すぐ着工したいという本人の意向です。
周辺のほうへは何も支障がないので、大丈夫だと思っております。皆さんの

議 長

報告をいただきました。

入っていますか。

ただいま原澤委員の方から調査結果の報告をいただきました。

この件に関しまして委員の皆様より質問、意見ありましたらお願いいたしま

す。

特にないようですので、申請のとおり、今の旨意見をつけて県に進達をいたします。

続きまして、6番、〇〇の〇〇の〇〇さんの案件です。これにつきましては、16番、田村隆司委員に現地の確認調査をお願いしてございます。調査結果の報告をお願いいたします。

16番委員

16番、〇〇地区の田村隆司です。

農地法第5条による申請事案の調査結果について報告いたします。

申請地は、国道17号線を北方面に進行すると、〇〇がありまして、その手前200m付近で、国道から100mほど左側に位置した場所になります。

8月4日、申請者の〇〇さん立会いで現地調査及び確認をいたしました。〇〇さんが休耕中の農地に住宅を建てる計画をされています。

転用目的の確実性につきましては、申請書、見積書、設計書、資金関係の融資証明が確認でき、許可が下り次第、早めに着工したいとのことで、確実に実行するものと思います。

申請面積の妥当性についてですが、490㎡であり、周辺の状況からも適当と思われる。

周辺農地の営農への支障については、連続した農地の端に位置し、連続性がないので、支障が発生する見込みはございません。

転用することによって生じる付近の農作物への障害についてですが、南側と西側が水田に面しておりますが、十分距離があるため、想定される被害等はないものと思われる。

その他想定される懸案事項は特にございません。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ただいま田村委員のほうから報告をいただいたわけですが、この件に関しまして委員の皆様より質問、意見ございましたらお願いいたします。

特にないようですので、申請のとおり、ただいまの意見を付して県に進達をさせていただきます。

続きまして、議案第36号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局

そうしましたら、7ページをお開きください。

議案第36号 農用法第5条の規定による許可後の計画変更についてです。

次のとおり、農業法第5条の規定による許可後の計画変更申請があったので、意見の決定を求めます。

別紙記入事件、1件です。

次のページをお開きください。

農地法第5条の規定により許可された後に計画を変更する案件でございます。

◇（議案書・番号1、朗読説明）

以上、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局より説明をいただきました。
これにつきましては、7番、今井委員のほうに現地の確認調査をお願いして
ございます。調査結果の報告をお願いします。

7番委員 7番、〇〇の担当の今井育男です。
農地法第5条による申請事案の調査について報告いたします。
申請地は〇〇駅より、先ほど話があったんですけれども、東の方向へ220
m付近です。
この事案については、先ほど、ここにも書いてあるんですけれども、29年
のときに農転許可、許可をもらっていたわけなんですけれども、店舗用地で許
可に当初はなっていたんですけれども、何か地盤の関係でこちらは建てられな
いということで、そのままになっていたわけなんですけれども、そこへこの都
丸さんですか、その人が話があったので、キャンプ場及び駐車場ということで、
そのところへ造りたいというような話です。
この間、8月6日なんですけれども、〇〇さんに会って話してきたんですけ
れども、今度は間違いなくやりますんで、よろしく頼むというようなことだっ
たんですけれども、とにかく前回にそういうことがあってできなかった何だっ
て、自分の調査が甘かったから、そういう結果になったんで、何でも書類を出
せばいいんじゃないんだというような話はしたんですけれども、今度はもう確
実ですからということで伺ってまいりました。
申請書、見積書、設計書等の添付資料がありまして、実行は確実と思われま
す。
申請面積の妥当性ですけれども、前回よりもちょっと増えたんですけれど
も、970㎡、これは傾斜地も含んでですので、妥当であると思われま
す。
周辺の農地、営農条件への支障の有無ですけれども、支障が発生する見込み
はないと思われま
す。
転用することによって生じる付近の農地の作物被害の防除措置についてで
すけれども、周辺の農地は存続せず、想定される被害等はないと思われま
す。
その他に懸案事項は見当たりませんでした。
以上ですけれども、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま今井委員のほうから調査結果について報告をいただきました。
この件に関しまして委員の皆様の方から質問、あるいは意見ございましたら
お願いします。
特にないようですので、この事業変更について承認をさせていただきたいと
思います。よろしくお願いします。
続きまして、議案第37号 農地に該当しないことの証明願について、事務
局よりお願いします。

事務局 そうしましたら、9ページをお開きください。
議案第37号 農地に該当しないことの証明願についてです。
農地法の運営についての規定に基づき、証明願があったので、農地法第2条
第1項に規定する農地でないことの判断を求める。
1、別紙調査に記載のとおりです。
次のページをお開きください。

◇（議案書・順次、朗読説明）

以上、よろしくお願いいたします。

議 長

非農地証明について事務局のほうから説明をいただきました。

これについては、9番の星野委員のほうから現地確認の報告をいただきたいと思うんですけども、よろしくお願います。

事務局

星野さん、聞こえますか。

9番委員

9番の〇〇担当の星野です。お願いします。

農地に該当しないということの証明ですけれども、場所のほうは、先ほどの〇〇地区、旧道を〇〇駅のほうへ向かう〇〇地区なんですけれども、道路をまわりこんだところに〇〇、〇〇という旅館があるわけなんです、その西側ということです。道を挟んで反対側に地主である〇〇さんという方がいらっしゃるんですけども、16㎡ということなんですけれども、なぜこのような農地として残ったのか、この辺がちょっと不思議に思っていて、地主である〇〇さん、あるいは〇〇の〇〇さん等に話を伺ったんですけども、実際のところは不明というのが現状です。町の方にもちょっと話を伺ったりして、ということだと思って聞いたんですけども、現実的には、昭和40年頃じゃないかというぐらいしか分かりません。

現状は、石がゴロゴロして、日も当たらないような場所でありますので、この申請も妥当なんじゃないかなというふうに思いました。

農地ということではありませんので、皆さんのご審議をよろしくお願いたします。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

今、場所につきまして説明いただき、旅館街の中の実は16㎡という形のところだそうでございます。

これにつきましては委員の皆様より意見がございましたらお願いをします。

ないようですので、非農地としての証明を交付をしたいと思います。

続きまして、番号2番からずっと5番まで、これにつきまして一括で星野委員のほうから調査結果の報告、連続している土地でございますので、調査結果の報告をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

9番委員

9番の星野です。

先ほど5号の申請で説明したところの難しいんで道路を造るということなんですけれども、この奥まった道路にこの申請地があります。非常に山林化しておりまして、元々が川原でありますので、非常に農地としてはあまり不適格な場所ではあります。

やはり皆さん何人かの方には視察で見てもらった場所なんですけれども、道路の譲受人の方からがここに住宅を建てたいということが事の始まりのようですが、そういうことで農地を農地としてではまずいということでありまして、今回の申請に至ったということだと思えます。

現況は、とても農地とは呼び難いような場所でもありますので、皆さんのご

審議をお願いしたいと思います。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

ただいまご報告いただいた、写真にもあるとおり、もう農地というよりは山林というような現状でございます。

これにつきまして委員の皆さんのほうから質問、あるいは意見ありましたらお願いをします。

ないようですので、見ていただいたとおり、山林のような状況の箇所が多いようでございますので、非農地としての証明を交付をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、以上で本日の議案審議は終わります、協議・報告事項に移ります。

最初に、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局よりお願いいたします。

事務局

12ページをお開きください。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出がありましたので報告いたします。

◇（議案書・番号1、朗読説明）

以上、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の報告をいただきました。

これにつきましては、別の案件で関連ございまして、特にそれに伴う所有権移転に伴う届出でございますので、このとおり受理をさせていただきたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

協議・報告事項、特にほかに何かございますか。

ないようですので、その他に移ります。

事務局から何かありましたらお願いします。

事務局

事務局からちょっとご相談をさせていただきたいと思います。

1点、次回、9月10日の審議なんですが、前回ちょっとお話をさせていただいたんですが、午前からやりたいと思ひまして、通知のほうに午前で時間を書かせていただきました。まだ残暑厳しい折ですので、早い時間から、涼しい時間からやらせていただくということと、9月10日で、31日までまん延防止で、その後どうなるかちょっと分からないんですが、状況によっては、今回ちょっと分散という形でやらせてもらって、大変ご迷惑をかけて、進行大変難しく、事務局手間取っていますけれども、減員開催を検討したい。状況によっては、減員開催も検討したいと思います。できれば1会場で、皆さんにご迷惑かけないようにやりたいと思いますので、そういった方向で調整したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声）

ありがとうございます。

では、次第に書かせていただいたとおり10日ということと、減員開催でありますので、通知のほうをまたその旨出させていただきますから、よろしくお

願いいたします。

その他については以上です。

議 長

本日、こんな形で、ちょっとインターネットを使った、ちょっとインターネット上のトラブルがあって大変だったんですけども、以上で本日の第8回の農業委員会の全議事を終了させていただきます。

そうすれば、以上で本日の会議を終了させていただきます。

もたもたして、いろいろ手違いがあって申し訳ございませんでした。次回もこんなことのないように気をつけますが、よろしくお願いいたします。

そうすれば、連絡事項を事務局、お願いします。

事務局

最後に、申し訳ありません。次第7の閉会を、今回内海職務代理欠席ですので、星野敏雄職務代理にもう一度閉会宣言をお願いできればと思います。聞こえましたでしょうか。よろしくお願いいたします。

閉会

みなかみ町農業委員会職務代理星野敏雄閉会を宣す。

〔午後3時24分〕